

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成27年12月10日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	8件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	8件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	11件
国民年金関係	5件
厚生年金保険関係	6件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500331号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500189号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月30日の標準賞与額を27万6,000円、平成16年7月31日の標準賞与額を27万6,000円、平成16年12月30日の標準賞与額を26万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月30日、平成16年7月31日及び同年12月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月30日、平成16年7月31日及び同年12月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年12月  
② 平成16年7月  
③ 平成16年12月

私のA社に係る厚生年金保険の記録のうち、平成15年12月、平成16年7月及び同年12月に支給された賞与の記録がない。給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を提出するので、請求期間を年金額に反映するよう訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から③までについて、A社から提出された出勤簿兼賃金台帳及び所得税源泉徴収簿並びに請求者から提出された給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票により、請求者は、平成15年12月30日、平成16年7月31日及び同年12月30日にA社から、いずれも27万9,000円の賞与の支給を受け、それぞれ27万6,000円、27万6,000円及び26万9,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月30日及び平成16年7月31日は27万6,000円、平成16年12月30日は26万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月30日、平成16年7月31日及び同年12月30日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料も納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500332号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500190号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月30日の標準賞与額を11万9,000円、平成16年7月31日の標準賞与額を11万9,000円、平成16年12月30日の標準賞与額を11万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月30日、平成16年7月31日及び同年12月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月30日、平成16年7月31日及び同年12月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年12月  
② 平成16年7月  
③ 平成16年12月

私のA社に係る厚生年金保険の記録のうち、平成15年12月、平成16年7月及び同年12月に支給された賞与の記録がない。給与所得の源泉徴収票を提出するので、請求期間を年金額に反映するよう訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、A社の回答、同社から提出された同僚に係る所得税源泉徴収簿、同社から提出された請求者及び同僚に係る平成16年1月から同年6月までの出勤簿兼賃金台帳並びに同僚から提出された給料支払明細書から判断して、請求者は、平成15年12月30日に12万円の賞与の支給を受けたことが推認できる。

また、上記の同僚に係る給料支払明細書及び所得税源泉徴収簿によると、請求期間①の賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、請求者についても当該期間の賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが推

認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、上記の請求者に係る出勤簿兼賃金台帳及び同僚に係る給料支払明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、11万9,000円とすることが必要である。

請求期間②及び③について、A社から提出された出勤簿兼賃金台帳及び所得税源泉徴収簿によると、請求者は、平成16年7月31日及び同年12月30日に同社から、いずれも12万円の賞与の支給を受け、それぞれ11万9,000円及び11万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間②及び③に係る標準賞与額については、上記の出勤簿兼賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年7月31日は11万9,000円、平成16年12月30日は11万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月30日、平成16年7月31日及び同年12月30日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料も納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500353 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500191 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成19年7月2日の標準賞与額を87万4,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月2日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月2日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年7月2日

A社から請求期間に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。賞与明細票において賞与の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できるので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与明細票により、請求者は、請求期間において、同社から87万4,000円の賞与の支払を受け、標準賞与額87万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、賞与支払年月日を平成19年7月2日とした請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（当時）に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成19年7月2日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500354 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500192 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成 19 年 7 月 2 日の標準賞与額を 3 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 19 年 7 月 2 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 7 月 2 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 7 月 2 日

A社から請求期間に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。賃金台帳において賞与の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できるので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者は、請求期間において、同社から 3 万 5,000 円の賞与の支払を受け、標準賞与額 3 万 5,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、賞与支払年月日を平成 19 年 7 月 2 日とした請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（当時）に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 19 年 7 月 2 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500355 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500193 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成 19 年 7 月 2 日の標準賞与額を 1 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 7 月 2 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 7 月 2 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 62 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 7 月 2 日

A社から請求期間に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。賃金台帳において賞与の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できるので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者は、請求期間において、同社から 1 万円の賞与の支払を受け、標準賞与額 1 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、賞与支払年月日を平成 19 年 7 月 2 日とした請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（当時）に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 19 年 7 月 2 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500345 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500194 号

## 第 1 結論

請求者の A 事業所（現在は、B 社）における平成 15 年 12 月 10 日の標準賞与額を 51 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 12 月

A 事業所に勤務していた時に支払われた平成 15 年 12 月賞与の記録が漏れており、社会保険料も控除されていたので記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

金融機関から提出された流動性預金取引履歴明細票及び B 社からの回答により、請求者は、請求期間において事業主から 51 万円の賞与の支払いを受け、51 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与の支給日については、前記明細票の入金日から平成 15 年 12 月 10 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成 15 年 12 月 10 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行った

とは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500344 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500198 号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成 15 年 7 月 31 日は 50 万円、平成 15 年 12 月 26 日は 4 万 1,000 円、平成 16 年 7 月 30 日は 55 万円、平成 16 年 12 月 28 日は 60 万円、平成 17 年 7 月 29 日は 55 万円、平成 17 年 12 月 29 日は 50 万円及び平成 18 年 7 月 31 日は 50 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 31 日、平成 15 年 12 月 26 日、平成 16 年 7 月 30 日、平成 16 年 12 月 28 日、平成 17 年 7 月 29 日、平成 17 年 12 月 29 日及び平成 18 年 7 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 15 年 7 月 31 日、平成 15 年 12 月 26 日、平成 16 年 7 月 30 日、平成 16 年 12 月 28 日、平成 17 年 7 月 29 日、平成 17 年 12 月 29 日及び平成 18 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のB社における標準賞与額を平成 18 年 12 月 29 日は 45 万円及び平成 19 年 7 月 31 日は 30 万円に訂正することが必要である。

平成 18 年 12 月 29 日及び平成 19 年 7 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 18 年 12 月 29 日及び平成 19 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 31 日  
② 平成 15 年 12 月 26 日  
③ 平成 16 年 7 月 30 日

- ④ 平成 16 年 12 月 28 日
- ⑤ 平成 17 年 7 月 29 日
- ⑥ 平成 17 年 12 月 29 日
- ⑦ 平成 18 年 7 月 31 日
- ⑧ 平成 18 年 12 月 29 日
- ⑨ 平成 19 年 7 月 31 日

A社及びB社の両社から賞与が支給されていたが、請求期間①から⑨までの標準賞与額の記録がないので、年金額に反映されるよう訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①、②、⑤、⑥及び⑦について、請求者から提出された賞与明細書の写しにより、請求者は、事業主から 50 万円、55 万円、55 万円、50 万円及び 50 万円の標準賞与額に見合う賞与が支給され、50 万円、4 万 1,000 円、55 万円、50 万円及び 50 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額については、賞与明細書において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 50 万円、請求期間②は 4 万 1,000 円、請求期間⑤は 55 万円、請求期間⑥及び⑦は 50 万円とすることが妥当である。

請求期間③及び④について、請求者から提出された預金通帳の写し及び同僚が所持する賞与明細書から判断すると、請求者は、当該期間において賞与を支給され、賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間③及び④に係る標準賞与額については、預金通帳の写しに記載されている振込額、同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料率により、請求期間③は 55 万円及び請求期間④は 60 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑦までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑧及び⑨について、請求者から提出された預金通帳の写し及び同僚が所持する賞与明細書から判断すると、請求者は、当該期間において賞与を支給され、賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑧及び⑨に係る標準賞与額については、預金通帳の写しに記載されている振込額、同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料率により、請求期間⑧は 45 万円及び請求期間⑨は 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑧及び⑨について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500277 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500201 号

## 第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成16年5月10日から同年8月1日までの期間及び平成19年3月1日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成16年5月から同年7月まで、平成19年3月及び同年4月の標準報酬月額については、平成16年5月から同年7月までは18万円から24万円、平成19年3月及び同年4月は22万円から26万円とする。

平成16年5月から同年7月まで、平成19年3月及び同年4月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年5月から同年7月まで、平成19年3月及び同年4月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年5月10日から平成19年5月1日まで

A社に勤務した期間について、厚生年金保険の記録を確認したところ、実際の給与額と比べて低い標準報酬月額となっている。当時の給与額等を証明する資料は何もないが、調査の上、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、平成16年5月10日から同年8月1日までの期間及び平成19年3月1日から同年5月1日までの期間については、A社から提出された請求者に係る給与明細書及び課税庁から提出された給与支払報告書により、請求者は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成16年5月から同年7月までは18万円、平成19年3月及び同年4月は22万円）を超える報酬月額の支払を受け、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び4月から6月までの報酬月額

に基づき決定される標準報酬月額（平成16年5月から同年7月までは24万円、平成19年3月及び同年4月は26万円）と同額又は異なる標準報酬月額（平成16年5月から同年7月までは24万円、平成19年3月及び同年4月は30万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、請求期間のうち、平成16年5月10日から同年8月1日までの期間及び平成19年3月1日から同年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書及び給与支払報告書で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成16年5月から同年7月までは24万円、平成19年3月及び同年4月は26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年5月から同年7月までの期間、平成19年3月及び同年4月について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち、平成16年9月1日から同年12月1日までの期間、平成17年8月1日から同年12月1日までの期間、平成18年1月1日から同年6月1日までの期間、平成18年7月1日から同年12月1日までの期間、平成19年1月1日から同年3月1日までの期間については、A社から提出された請求者に係る給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間のうち、平成16年8月1日から同年9月1日までの期間、平成16年12月1日から平成17年8月1日までの期間、平成17年12月1日から平成18年1月1日までの期間、平成18年6月1日から同年7月1日までの期間、平成18年12月1日から平成19年1月1日までの期間については、請求者は給与明細書を保管しておらず、A社は当時の給与額及び厚生年金保険の保険料控除額が分かる貸金台帳等を保管していない旨回答していることから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500255 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500038 号

## 第 1 結論

平成 4 年\*月から平成 5 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 47 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 4 年\*月から平成 5 年 2 月まで

私は、請求期間当時は短期大学生であり、国民年金の加入手続については、学校の勧めにより平成 4 年\*月頃に A 町役場で行い、保険料については、口座振替制度を利用して、毎月、郵便局で納付していた。請求期間の保険料を納付していたことを示す資料として、自筆の年金納付メモの写しを提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間は\*か月と短期間であり、請求者は請求期間を除く国民年金加入期間において、保険料の未納はないことから、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及び請求期間に係る被保険者資格の喪失日（平成 5 年 3 月 21 日）の直前（平成 5 年 3 月 15 日）に転入していた B 市の国民年金被保険者名簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成 5 年 3 月に同市において払い出されたものと推認され、請求者の加入手続は、この頃に行われ、その際に、平成 4 年\*月（20 歳到達時）まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、この加入手続後、請求期間の保険料を現年度保険料又は過年度保険料として納付する方法で遡って納付することが可能であった。

しかしながら、請求者は、A 町において、口座振替制度を利用して、毎月、郵便局で請求期間の保険料を納付していたとしているところ、同町は、平成 9 年 4 月から郵便局で同町における保険料を収納（口座振替を含む。）する取扱いが開始された旨の回答をしているため、請求者の陳述は当時の取扱いと相違する上、請求者は、当時の通帳などを探してみたが手元に残っていないとしていることから、請求期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求者は、A町に居住していた時期に加入手続を行った旨の陳述をしているものの、i) 年金手帳委託交付受払簿及びオンライン記録によると、請求者に対しては、上述の平成5年3月にB市で払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号がA町で払い出された形跡が見当たらないこと、ii) B市の国民年金被保険者名簿の受付年月日欄には、平成5年3月15日付けで新規の受付があった旨の記載が確認できること、iii) 請求者が所持する年金手帳において、請求者に係る最初の被保険者資格の取得(平成4年\*月)の記載について、同市で事務処理が行われた形跡が確認できることを踏まえると、請求者の加入手続は平成5年3月に同市で初めて行われたものと考えられる。このため、請求者は、A町に居住していた時期において国民年金に未加入であったことから、請求期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、上述のとおり、請求者は、加入手続後、請求期間の保険料を現年度保険料又は過年度保険料として納付する方法で遡って納付することが可能であったものの、請求者の主張は、口座振替により、毎月納付していたとするものであり、請求者は、保険料を遡って納付した覚えはないとしていることから、請求者が請求期間の保険料を遡って納付していたとする事情を見いだすことはできない。

加えて、請求者は、請求期間の保険料を納付していたことを示す資料として、表題が「年金納付メモ」と記載されている自筆のメモの写しを提出しており、当該メモには、請求期間に当たる平成4年\*月から平成5年2月までの各月について、それぞれ「済」と漢字一文字が記載されていることが確認できる。しかし、当該メモについては、i) 請求者は、いつ記載したのかは記憶にないとしていること、ii) 納付したとする金額、時期、方法及び場所等の具体的な記載まではないことを考え合わせると、当該メモの記載をもって、請求期間の保険料が納付されていたと推認することはできない。

その上、上述の加入手続が行われたB市、請求者がその後居住していたC市及びD市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500256 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 1500039 号

## 第 1 結論

昭和 41 年 5 月から昭和 43 年 4 月までの請求期間、昭和 46 年 12 月から昭和 48 年 6 月までの請求期間及び昭和 48 年 10 月から昭和 50 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月から昭和 43 年 4 月まで  
② 昭和 46 年 12 月から昭和 48 年 6 月まで  
③ 昭和 48 年 10 月から昭和 50 年 9 月まで

私は、昭和 41 年 5 月に会社を退職する際、厚生年金保険の被保険者資格を喪失するので、会社の労務担当者から国民年金の加入手続のことを教えてもらい、退職後に A 市役所で加入手続を行った。保険料の納付については、市役所の窓口で印紙を買い、国民年金手帳に印紙を貼って領収印を押してもらっていた記憶がある。その後も、会社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失するたびに、市役所で国民年金の加入手続を行い、市役所で保険料を納付していた。当時の納付状況を示す国民年金手帳は、年金記録の記録統合をするので返却するようにと市役所から要請があったため、返信用封筒により返送し、手元にない。母親も一緒に保険料を納付していたので、当時のことを自身で振り返ったところ、保険料月額や国民年金手帳の形状、色を思い出したので、請求期間①、②及び③について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、国民年金加入期間において保険料を全て納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれるほか、請求者が請求期間①、②及び③当時、所持していたとする国民年金手帳の形状及び色並びに納付していたとする金額及び方法は、当時の取扱いとおおむね一致している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 7 月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の加入手続は、この頃に初めて行われ、この加入手続の際に、昭和 52 年 3 月

まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。したがって、請求者は、請求期間①、②及び③において国民年金に未加入であり、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求者は、母親も一緒に保険料を納付していた旨の陳述をしているものの、母親については、請求期間①、②及び③（延べ67か月間）のうち、国民年金の保険料が納付されている期間は6か月間のみであり、その余の期間は保険料が納付されていた期間ではないことから、母親の年金記録から請求者の保険料が納付されていたとする事情をうかがい知ることまではできない。

さらに、請求者は、当時の納付状況を示す国民年金手帳は、年金記録の記録統合をするので返却するようにと市役所から要請があったため、返信用封筒により返送したとしているものの、上述のとおり、請求期間①、②及び③において国民年金に未加入であった請求者に対し、国民年金手帳が交付されていたとは考え難い上、請求者が当時から居住しているA市によると、国民年金手帳を返却するように要請することもなかったとしている。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求者が請求期間①、②及び③において国民年金に加入していた形跡はうかがえない上、請求者が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500267 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500040 号

## 第 1 結論

昭和 60 年 3 月から平成 23 年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 30 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 60 年 3 月から平成 23 年 7 月まで

私は、国民年金の加入手続については、平成元年 1 月頃に A 市 B 区役所で国民健康保険の加入手続と同時に行った。国民年金の保険料については、納付しておらず、請求期間の全てではないものの、少なくとも老齢年金等の受給資格期間を満たす期間分ぐらひは、私か母親が保険料の免除申請をしていたはずである。国民健康保険の保険料についても、減免申請をしたことがあり、国民年金の保険料についても、同じように請求期間のうちに保険料の免除申請をしていた期間があるはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、平成元年 1 月頃に A 市 B 区役所において国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に行った旨主張しているところ、A 市は、請求者に係る国民健康保険の加入手続が平成元年 1 月に行われ、昭和 60 年 4 月まで遡って国民健康保険の被保険者資格が取得されていた旨回答しており、請求者が記憶する国民健康保険の加入手続時期と一致している。

また、A 市は、保管されている賦課情報の範囲内（平成 19 年度以降）では、請求者は、平成 19 年度から平成 23 年度までの加入期間において、国民健康保険の保険料の減免を受けている旨回答しており、その始期は不明であるものの、請求者の主張のとおり、国民健康保険については、保険料の減免を受けていたことは確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間の全てではないものの、少なくとも受給資格期間を満たす期間分ぐらひは、保険料の免除申請をしていたはずであるとしているため、免除申請を行ったとする具体的な期間の記憶は必ずしも明確ではないほか、請求者に係る保険料の免除申請に関与していたとする母親は、既に亡くなっており、当時の状況をうかがい知ることができないことから、請求者に係る請求期間の保険料の免除申

請について、具体的な詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号（平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらない上、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号）は、平成23年8月に厚生年金保険の被保険者資格を再取得したことを契機に、請求者が過去に取得していた厚生年金保険に係る記号番号を用いて、請求期間後の平成23年8月31日に初めて付番されていることが確認できる。したがって、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求者及び母親は保険料の免除申請を行うことができなかつたものと考えられる。

さらに、請求期間当時における請求者の公的年金制度の被保険者期間については、厚生年金保険の被保険者であった132か月のみであり、請求者の主張に沿って老齢年金等の受給資格期間（原則として300か月以上の保険料納付済期間等が必要）を満たすためには、少なくとも延べ168か月（14年）にわたる期間の保険料の免除申請等が必要となり、このような長期間かつ複数年にわたる免除申請に係る事務処理の全てに誤りが生じる可能性は低いものとみられる。

加えて、請求者が請求期間当時から引き続き居住しているA市は、オンライン記録と同様、請求者が請求期間において国民年金に加入し、保険料の免除申請を行っていた形跡は見当たらない旨回答しているほか、前述のとおり、国民健康保険については、請求者の主張する時期に加入手続が行われていたことが確認できるものの、国民健康保険と国民年金は制度が異なり、請求者が同市で国民健康保険に加入していたことをもって、国民年金に加入していたと推認することまではできない。

このほか、請求期間のうち、国民年金手帳記号番号が制度上使用されていた時期（平成8年12月以前）について、請求者が請求期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料及び免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、請求期間のうち、基礎年金番号が制度上使用されている時期（平成9年1月以降）について、請求者が請求期間の保険料を免除されていたことが確実と認められる関連資料はなく、ほかに請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500271 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500041 号

## 第 1 結論

昭和 56 年 7 月から昭和 57 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 31 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 56 年 7 月から昭和 57 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 7 月に会社を退職したので、昭和 56 年 7 月又は同年 8 月に A 市 B 区役所で国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続を行った。請求期間の保険料については、納付金額及び納付方法は覚えていないが、加入手続後は未納なく保険料を納付していたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間は 9 か月と短期間であり、請求者は、国民年金加入期間において、請求期間を除き保険料を全て納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 5 月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に請求者の国民年金加入手続が初めて行われ、その際、請求者の被保険者資格については、昭和 56 年 8 月まで遡って取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、請求者は、請求期間のうち、昭和 56 年 8 月から昭和 57 年 3 月までの保険料を過年度保険料として納付することが可能であった。

しかしながら、請求期間のうち、昭和 56 年 7 月については、請求者は、上述の加入手続の際に当該期間の被保険者資格を遡って取得していなかったものとみられるところ、当該期間の被保険者資格については、国民年金被保険者台帳、請求者が請求期間当時居住していた A 市の国民年金保険料検認状況一覧票及びその後居住していた C 市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても取得された形跡が見当たらず、このことは、請求者が所持する年金手帳における被保険者資格記録の記載内容とも一致している。このため、請求者は、当該期間において国民年金に未加入であり、保険料

を納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求期間のうち、昭和 56 年 8 月から昭和 57 年 3 月までについては、上述のとおり、請求者の加入手続は、昭和 57 年 5 月頃に行われていたため、請求者は、当該期間当時において国民年金に未加入であったことから、当該期間の保険料を現年度保険料として納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求期間のうち、昭和 56 年 8 月から昭和 57 年 3 月までについては、上述のとおり、請求者が当該期間の保険料を過年度保険料として遡って納付することは可能であったものの、i) 請求者は、保険料を遡って納付したことはない旨の陳述をしていること、ii) 国民年金被保険者台帳並びに A 市及び C 市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、オンライン記録と同様、請求者が当該期間の保険料を納付していた形跡は見当たらないことを考え合わせると、請求者が当該期間の保険料を過年度保険料として遡って納付したと推認することまではできない。

加えて、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500265号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1500042号

## 第1 結論

請求期間のうち、平成5年12月から平成6年3月までの期間については、国民年金保険料の納付記録を訂正することを認めることはできない。

また、請求期間のうち、平成6年9月については、国民年金保険料を納付した期間又は免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成5年12月から平成6年3月まで  
② 平成6年9月

私は、平成5年12月頃に一身上の都合で会社を退職し、実家のあるA町に戻ったが、私にとって国民年金は将来の唯一の頼みであったため、加入手続を行った。その後、私か母親がA町役場において、請求期間①の保険料については、請求期間①当時に納付し、請求期間②の保険料については、請求期間②当時に納付したか、免除申請を適切に行っていたと思う。請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①の保険料については、オンライン記録によると、既に納付済みと記録されており、いずれも過年度保険料として遡って納付(平成8年1月9日付けで収納)されていたことが確認できる。しかし、請求者は、当該保険料が納付されたとする年金記録における保険料の収納年月日は誤りであり、請求期間①の保険料を、当時、自身あるいは母親が遅れることなく納付していた旨の陳述をしており、保険料を納付した時期について、年金記録の訂正を求めている。

また、請求期間②の保険料については、オンライン記録によると、未納と記録されているものの、請求者は、請求期間②の保険料を、当時、自身あるいは母親が遅れることなく納付していた、又は免除申請をしていた旨の陳述をしており、いずれかの年金記録の訂正を求めている。

2 オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成5年12月頃に、A町において払い出されており、請求者の国民年金の加入手続は、その主張のとおり、この頃に行われ、その際に請求者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成5年

12月に国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われ、その後、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を再取得した平成10年2月に国民年金の被保険者資格を喪失する事務処理が行われたものとみられる。この平成5年12月から平成10年2月までの間において、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡及び請求者が他の公的年金制度に加入していた形跡は見当たらないため、請求者は、請求期間①及び②当時において、継続して国民年金の被保険者であったこととなり、その主張のとおり、請求期間①及び②の保険料については、当時遅れることなく現年度保険料として納付すること、又は請求期間②の保険料については、当時、免除申請を行うことが可能であったほか、後に過年度保険料として納付することも可能であった。

また、請求期間①直後から請求期間②直前までの保険料については、当時、現年度保険料として納付されており、請求期間②の翌月以降の保険料については、免除されている上、請求期間①及び②は通算5か月と短期間である。

- 3 請求期間①及び②について、請求者は、当該期間の保険料の納付者については、具体的に自身あるいは母親のどちらが納付していたのかまでは分からない旨の陳述をしており、当該期間の保険料の納付周期についても、覚えていない旨の陳述をしている上、請求者の保険料を納付していたとする母親は、これまでに請求者の保険料を納付した覚えはあるが、それがいつの保険料であったのかまでは分からない旨の陳述をしている。これらのことから、請求者及び母親は、保険料の納付に関する記憶が必ずしも明確ではなく、請求期間①及び②に係る具体的な保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、請求者の主張に沿って請求期間①及び②当時に遅れることなく当該期間の保険料を納付したのであれば、制度上、A町が現年度保険料として当該期間の保険料を収納していたこととなるところ、同町の平成5年度及び平成6年度に係る国民年金最終検認一覧表によると、当該期間の保険料に係る検認項目欄は空欄であり、請求期間①及び②の保険料が現年度保険料として納付されていた形跡は確認できない。

- 4 請求期間①について、オンライン記録によると、前記のとおり、当該期間の保険料は、いずれも平成8年1月9日付けで収納されているところ、当該期間に係る保険料の納付記録について、追加、訂正等が行われた形跡は見当たらず、当該収納年月日に関して不自然な事務処理が行われた形跡は見受けられない。

また、国民年金の保険料については、制度上、2年を経過すると時効が成立し、納付することができないため、請求期間①の始期に当たる平成5年12月の保険料については、平成8年1月末までに納付する必要がある。このことを参酌すると、請求期間①の保険料については、間もなく時効が成立してしまうことを契機に、過年度保険料として時効間際の時期に納付されていた状況が思慮される。

さらに、請求者が請求期間①の保険料をその主張する時期に納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間①の保険料をその主張する時期に納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 5 請求期間②に係る保険料の免除申請について、前記のとおり、請求期間②の翌月以降の保険料については、免除されているものの、請求者及びその母親は、請求期間②及びその翌月以降が含まれる平成6年度における保険料の免除申請については、いつ

行ったか覚えていない旨の陳述をしていることから、請求期間②の保険料の免除申請について、その状況の詳細は不明である。

また、A町及び日本年金機構B事務センターは、いずれも請求期間②に係る免除申請書等について、保管期限が経過しているため確認できない旨回答していることから、請求期間②に係る保険料の免除申請が行われていたことをうかがい知ることができない。

さらに、請求期間②当時の保険料の免除制度について、被保険者が保険料の免除申請を行った際に免除が承認される期間の始期及び終期は、申請日の属する月の前月から当該申請日の属する年度末（3月）までとされていた。これに対し、請求期間②直後の保険料の免除申請については、オンライン記録では平成6年11月に行われたこととされており、当該免除申請によって保険料の免除が承認された期間は、平成6年10月から平成6年度末（3月）までとされていたことが確認でき、この請求期間直後の免除に関する事務処理は、制度上の取扱いとも一致し不自然さは見当たらない。このため、請求者の平成6年度における保険料の免除申請は、平成6年11月に初めて行われていたものとみられ、平成6年10月までに免除申請を行う必要があった請求期間②の保険料は、免除が承認されることはなかったものと考えられる。

加えて、請求期間②に係る保険料の納付について、前記のとおり、請求者は、当時、遅れることなく現年度保険料として納付すること、又は後に過年度保険料として納付することも可能であったものの、当該期間の保険料については、納付したのか免除申請をしたのか明確な記憶がない旨の陳述をしているため、請求者が当該期間の保険料を納付していたものと一面的に推察し、年金記録の訂正を行うことは困難である。

このほか、請求者が請求期間②の保険料を納付していたこと又は免除されていたことを示す関連資料はなく、請求期間の保険料を納付していたこと又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

6 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間①の国民年金保険料の納付記録を訂正することを認めることはできない。

また、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していた又は免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500340号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500195号

## 第1 結論

昭和50年10月から昭和52年までの請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和52年から昭和54年3月までの請求期間について、請求者のC社(現在は、D社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年10月から昭和52年まで  
② 昭和52年から昭和54年3月まで

私は、はっきり期間等は覚えていないが、請求期間①のうち、1年か1年半ぐらいはA社にE職として勤務し、その後、請求期間②のうち、1年半か2年ぐらいはC社にF職として勤務していた。両社ともに正社員として勤務し、給料から厚生年金保険料を控除されていたので、年金額に反映されなくても事実即した記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の記録によると、当該期間のうち、昭和50年10月1日から昭和51年1月20日まで、請求者がA社において勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、昭和51年1月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間①のうち、昭和51年1月21日から昭和52年まで適用事業所であったことが確認できない。

また、i) 請求者は給与明細書等の資料を保管していないこと、ii) B社は、当時の資料を保管しておらず、請求者の勤務実態、厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険の取扱いについては不明と回答していること、iii) A社の請求期間①当時の事業主3名のうち、2名は死亡し、1名は氏名のみでは特定できないこと、iv) 請求者が社会保険事務担当者として名前を挙げた当該期間当時の事業主の妻は、自身は社会保険事務を担当しておらず、当該事業主及び社会保険労務士又は計理士が行っていたと思うが、当該社会保険労務士及び当該計理士の連絡先は分からない旨の回答をしていることから、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A社において、請求期間①に厚生年金保険被保険者記録のある同僚4名に照

会し、2名から回答を得たが、請求者が当該期間に同社に勤務していたことを裏付ける回答を得ることはできなかった。

請求期間②について、請求者は、当該期間のうち、1年半か2年ぐらいはC社にF職として勤務し、給料から厚生年金保険料を控除されていたと主張している。

しかしながら、i) 請求者は給与明細書等を保管していないこと、ii) D社は、当時の資料を保管しておらず、請求者の勤務実態、厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険の取扱いについては不明である旨の回答をしていること、iii) 請求期間②にC社において厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚が名前を挙げた社会保険事務担当者は死亡していることから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求期間②にC社において厚生年金保険被保険者記録のある同僚87名に照会し、59名から回答を得たが、請求者が当該期間に同社に勤務していたことを裏付ける回答を得ることはできなかった。

さらに、i) 請求期間②にC社において厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚は、自身が厚生年金保険の取扱いについて説明する立場にあり、採用時にF職の社員は歩合制で厚生年金保険には加入させないことを説明していた旨の回答をしていること、ii) 当該期間に同社において厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚は、当該同僚自身が同社において、F職の期間は厚生年金保険に加入しておらず、F職からG職等に職種が変更された後に厚生年金保険に加入した旨の回答をしていること、iii) 請求者が自身と同職種のF職として名前を挙げた複数の同僚は、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、同社においては、F職の社員は、厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがわれる。

加えて、請求期間②にC社において厚生年金保険被保険者記録のある同僚から提出された同社に係るコミッション支払明細書によると、当該同僚がF職として勤務していたとする厚生年金保険被保険者資格を取得する前の期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態、給与支払額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできず、また、厚生年金保険被保険者期間として認めることもできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500240 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500196 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 1 月 23 日から平成 25 年 9 月 29 日まで

私は A 社の未払残業代に係る訴訟を起こしていたが、和解に至り、同社より未払残業代として \* 円 (和解金 \* 円から所得税額 \* 円を源泉徴収した後の金額) が支払われた。この未払残業代を各月の報酬の一部として毎月の給与に加算すると、標準報酬月額は \* 円となることから、従前の標準報酬月額 \* 円に見合う社会保険料との差額 \* 円を和解後、同社へ支払った。請求期間の標準報酬月額を \* 円から \* 円に訂正し年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、未払残業代として和解により支払われた \* 円が各月の報酬の一部であることの説明資料として、各月の賃金額が見直された雇用保険被保険者離職証明書 (事業主控) の写し、請求者が和解後、A 社へ支払った差額分社会保険料の計算内訳、当該差額分社会保険料の振込金額等が確認できる金融機関の振込振替照会画面及び時間外労働があったことを証明する勤務管理表を提出しているところ、同社を管轄する B 年金事務所は、和解により支払われた未払残業代は正しい単価と実際に勤務した時間数により算出されたものではないため報酬とは認定しない旨の回答をしている。

したがって、和解により支払われた \* 円を請求期間に係る各月の報酬として認めることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500307号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500197号

## 第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生

### 3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和51年2月1日から昭和53年3月1日まで

請求期間について、海外でB（A社）でC職をしていたのに年金記録はない。請求期間について、A社の厚生年金保険被保険者として年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者について、A社は、在籍記録がない旨回答している。

また、A社は、Bについて、資料は何もなく、その海外企業もしくはプロジェクトチームが存在していたかどうか不明であり、参入していたかどうか不明、仮に現地（海外）でC職として契約を結んでいたとしても現地採用者については、契約書等資料は、日本で保管していないので全く分からない旨陳述している。

さらに、D健康保険組合は、被保険者に係る記録については、保管期限を過ぎているため、保管していない旨回答している。

加えて、訂正請求記録の対象者の雇用保険の記録について、請求期間の前後の記録は、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できるものの、請求期間については雇用保険の被保険者であることが確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500362号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500199号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(その後、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及びC社(その後、D社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和30年10月20日から昭和32年12月5日まで

私は、A社を退職して、期間を空けることなくC社に勤務していたが、請求期間における厚生年金保険の記録がない。請求期間において、両社のうち、いずれかの事業所に係る厚生年金保険の記録があるはずなので、年金額に反映するよう訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社を退職して、期間を空けることなくC社に勤務していたと主張している。

しかしながら、B社は、昭和55年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の事業主は死亡していることから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険料控除及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社の同僚26人に照会し、16人から回答を得たが、請求者の請求期間における勤務実態を裏付ける回答を得ることはできない。

さらに、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所台帳によると、C社は、昭和32年12月5日から厚生年金保険の適用事業所となっており、同社が請求期間に厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

加えて、D社は、昭和40年6月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の事業主の連絡先が不明であることから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険料控除及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

その上、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年12月5日に、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚(請求者が名前を挙げた同僚を含む)6名のうち、4名は連絡先が不明であり、1名は死亡しており、残り1名からは協力を得られないことから、請求者の請求期間における勤務実態を裏付ける回答を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500333号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500200号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社B事業所（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社B事業所に昭和 49 年 4 月 1 日から昭和 54 年 3 月 31 日までの期間勤務をしたが、厚生年金保険被保険者記録では資格喪失日が昭和 54 年 3 月 31 日となっている。昭和 54 年 4 月に受け取った給与明細には同年 3 月分の厚生年金保険料の控除が確認できるので、厚生年金保険被保険者記録を年金額に反映するよう訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された、A社の賃金支払明細書には「年次 54、月次 3」と記載があり、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、C社は、前記明細書は昭和54年2月分の給与であり、記載された厚生年金保険料は昭和54年2月分、支給日は昭和54年3月22日であることから、請求期間の厚生年金保険料は控除していない旨回答をしている。

また、請求者の雇用保険記録の離職日が昭和 54 年 3 月 30 日となっており、C社から提出された請求者の社員カード及び退職者名簿から、請求者の退職日も昭和 54 年 3 月 30 日であることが確認できることからいずれもオンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録においてA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が請求者と同日の昭和 54 年 3 月 31 日と記録されている複数の同僚の雇用保険の離職日は、いずれも昭和 54 年 3 月 30 日であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者

が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500298 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500202 号

## 第 1 結論

請求期間について、厚生年金保険高齢任意加入被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 12 月 1 日から平成 27 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の受給資格期間を満たすため、平成 24 年 12 月から A 社に勤務し、同社を通して厚生年金保険の高齢任意加入被保険者としての保険料が納付されていたはずだが、年金の加入状況を年金事務所に照会したところ、請求期間において厚生年金保険が未加入となっているとの回答を受けた。年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求期間において A 社で勤務していたと主張しているが、同社の事業主は、請求者は請求期間において同社に勤務しておらず、給与も支給していない旨陳述しているところ、同社から給与を支給している従業員の一覧として提出された「給料明細書」において請求者の氏名は確認できず、同社及び請求者の双方に請求期間に係る勤務時間、勤務日数等に関する具体的な資料がないことから、請求者の請求期間における同社での勤務について確認できない。

このほか、請求者が請求期間において厚生年金保険高齢任意加入被保険者としての勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険高齢任意加入被保険者であったと認めることはできない。